

**令和 3 年**

**第 1 2 回 定 例 教 育 委 員 会**

**我孫子市教育委員会**



## 令和3年第12回定例教育委員会日程

日 時 令和3年12月21日（火） 午後2時から

場 所 教育委員会大会議室

日程第1 会議録署名委員の指名  
村松 弘康

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(指導課)

議案第2号 我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する  
規則の一部を改正する規則の制定について  
(総務課)

日程第3 諸 報 告

## 目 次

- 議案第 1 号 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
..... 1
- 議案第 2 号 我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
..... 3

## 議案第 1 号

我孫子市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

### 提案理由

我孫子市学校運営協議会規則の施行に伴い、我孫子市学校運営協議会委員の報酬を規定するため提案するものです。

我孫子市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前										
別表第1（第2条関係） （1）の表 略 （2） 附属機関の委員等	別表第1（第2条関係） （1）の表 略 （2） 附属機関の委員等										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯学習審議会 委員の項から柴 崎地区産業用地 整備事業者選考 委員会委員の項 まで 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><b>学校運営協議会 委員</b></td> <td style="text-align: center;"><b>年額 5,000円</b></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	生涯学習審議会 委員の項から柴 崎地区産業用地 整備事業者選考 委員会委員の項 まで 略	略	<b>学校運営協議会 委員</b>	<b>年額 5,000円</b>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯学習審議会 委員の項から柴 崎地区産業用地 整備事業者選考 委員会委員の項 まで 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	生涯学習審議会 委員の項から柴 崎地区産業用地 整備事業者選考 委員会委員の項 まで 略	略
区分	報酬の額										
生涯学習審議会 委員の項から柴 崎地区産業用地 整備事業者選考 委員会委員の項 まで 略	略										
<b>学校運営協議会 委員</b>	<b>年額 5,000円</b>										
区分	報酬の額										
生涯学習審議会 委員の項から柴 崎地区産業用地 整備事業者選考 委員会委員の項 まで 略	略										
（3）の表及び（4）の表 略	（3）の表及び（4）の表 略										

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第 2 号

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

### 提案理由

人事院規則の改正に伴い、職員の特別休暇において、不妊治療に係る通院等のための休暇を新設するとともに、条文を整備するため、提案するものです。

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成元年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前										
<p>（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）</p> <p>第3条の6 条例第9条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する<b>者</b>とする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 年次休暇の<b>単位</b>は、1日又は1時間<b>とする</b>。</p> <p>5 略</p> <p>別表第3（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">特別休暇の基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">原因</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1の項から20の項まで 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><b>21 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当である</b></td> <td><b>1年度において5日（当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊</b></td> </tr> </tbody> </table>	原因	期間	1の項から20の項まで 略	略	<b>21 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当である</b>	<b>1年度において5日（当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊</b>	<p>（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）</p> <p>第3条の6 条例第9条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する<b>もの</b>とする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 年次休暇は、1日又は1時間<b>を単位として与える</b>。</p> <p>5 略</p> <p>別表第3（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">特別休暇の基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">原因</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1の項から20の項まで 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	原因	期間	1の項から20の項まで 略	略
原因	期間										
1の項から20の項まで 略	略										
<b>21 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当である</b>	<b>1年度において5日（当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊</b>										
原因	期間										
1の項から20の項まで 略	略										



と認められる 場合	治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
--------------	-------------------------------

**備考 20の項及び21の項の休暇の単位は、1日又は1時間とする。**

別表第3の附表2

表 略

備考 休暇の単位は、1日とする。

ただし、ハについては、1日、半日又は1時間とする。

別表第3の附表3

表 略

備考

1 休暇の単位は1日又は1時間とする。

2 及び3 略

別表第3の附表2

表 略

備考 休暇は、1日を単位として

与える。ただし、ハについては、1日、半日又は1時間を単位として与えることができる。

別表第3の附表3

表 略

備考

1 休暇は1日又は1時間を単位として与える。

2 及び3 略

## 附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。